

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十一年二月四日(火曜日)

午前十時三十二分開会

出席者は左のとおり

委員長 新谷寅三郎君  
理事 柴田 栄君  
西川甚五郎君  
柴谷 要君  
天田 勝正君

委員

川野 三曉君  
栗原 祐幸君  
津島 壽一君  
日高 広君  
堀 末治君  
木村肇八郎君  
野々山一三君  
野溝 勝君  
原島 宏治君  
大竹平八郎君  
鈴木 市藏君

國務大臣

赤城 宗徳君

農林大臣

齋藤 邦吉君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君  
大蔵省主税局長 泉 美之松君  
食糧庁長官 齋藤 誠君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○昭和三十一年産米穀についての所得  
税の臨時特例に関する法律案(内閣  
提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか  
ら大蔵委員会を開会いたします。

昭和三十一年産米穀についての所得  
税の臨時特例に関する法律案を議題と  
いたします。

まず、本案の提案理由の説明及び補  
足説明を聴取いたします。齋藤政務次  
官。

○政府委員(齋藤政務次官) 昭和三十  
一年産米穀についての所得税の臨時特例  
に関する法律案について、提案の理由  
を御説明いたします。

この法律案は、昭和三十一年産の米  
穀につき、事前売り渡し申し込み制度  
の円滑な実施に資するため、米穀の生  
産者が、同年産の米穀を政府に対し事  
前売り渡し申し込みに基づいて売り渡  
した場合においては、同年分の所得税  
について、売り渡しの時期に応じ、玄  
米換算百五十キログラム(一石)当たり  
一千七百五十円ないし一千五百五十円を  
非課税とする措置を講じようとするも  
のであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛  
成下さるようお願いする次第でありま  
す。

○委員長(新谷寅三郎君) 補足説明を  
願いたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) ただいま提  
案理由を申し上げました三十一年産米  
穀についての所得税の臨時特例に関す  
る法律案につきまして、補足説明を申  
し上げます。

御承知のように、戦後の供出米の円  
滑化をはかりましたために、昭和二十六

年から供出米に対します各種奨励金  
を非課税とする措置がとられたのでご  
ざいます。その後昭和三十年から、現  
在のように供出米制度が事前売り渡し  
申し込み制度に変わりました。それで  
来引き続きまして、所得税につきま  
して毎年臨時特例法を出しまして、事前  
売り渡しの申し込みによる集荷の促進  
をはかるために、毎年の米につきま  
して臨時特例を設けておる次第でござ  
います。今回も、三十一年産の米につ  
きまして臨時特例で非課税にする措置を  
とろうというわけでございます。

三十年から三十七年までにつきま  
しては、制度の内容が変わりませんでし  
たので、毎年同じような法律の内容で  
ございましたが、今回は法律の内容が  
二点において変わっております。その  
点を申し上げたいと思います。

一つは、従来時期別格差につきま  
しては、八百円、六百円、四百円、二  
百円という四段階の制度になっておた  
のでございます。そして時々に応じま  
してそれぞれ時期別格差が付されて  
おったのでございますが、三十一年産  
米からは時期別格差が六百円、四百  
円、二百円というふうな三段階に狭め  
られたのが一点でございます。

いま一つは、申し込み加算金が従来  
百五十キログラム当たり百円ござい  
ましたが、これが三十一年産米の価格  
から五十円に引き下げられておりま  
す。

そこで、この非課税といたします金  
額につきまして、従来は法律には玄米

換算正味六十キログラムで表現されて  
おりますが、その計算の基礎といたし  
ましては、百五十キログラム、つまり一  
石当たりの計算を出しまして、それを  
六十キログラムに換算して、この表の  
数字が出ておるわけでございますが、  
そこで基礎となります百五十キログラ  
ム、つまり一石当たりについて申し上げ  
ますと、昨年は最高の非課税、つま  
り九月——もともとは昨年は九月三十  
日が日曜日でございましたので、十月一  
日までになっておりましたが、十月一日  
までに予約申し込みに基づきまして売  
り渡した場合にはございましては、昨  
年は百五十キログラム当たり二千円  
であったのでありますが、時期別格差が  
二百円下がりましたのと、それから申  
し込み加算金が五十円下がりましたの  
で、それが千七百五十円と相なってお  
るわけでございます。これを六十キロ  
グラム当たり換算いたしますと、お  
手元の法律にございましては、七百  
円ということになるわけでございます。

それからその次が、昨年は千八百  
円であったのが、二百五十円低くなり  
ましたので、千五百五十円、六十キロ  
グラムにいたしまして六百二十円、そ  
れから昨年は千六百円でございます  
のが、同じく二百五十円下がりました  
ので、千三百五十円、六十キログラム  
当たり直しますと五百四十円、それ  
から時期別格差のない場合におきまし  
ては、昨年は千二百円でございますが、  
それが先ほど申し上げましたよう  
に、申し込み加算金が五十円下がります

すので、百五十キログラム当たりいた  
しますと千五百五十円になります。これ  
を六十キログラム当たりいたしますと  
、四百六十円ということになるわけ  
でございます。ただ、それからまた  
時期別格差の付されない、いわゆる等  
外米につきましては、時期のいかんにか  
かわらず時期別格差が付されません  
ので、六十キログラム当たりの非課税  
金額は時期別格差がつかない場合と同  
様の四百六十円と相なるわけござい  
ます。

ただ、こういうふうに数字が違つて  
おりますが、従来の課税のやり方から  
いたしまして、こういうふうな時期別  
格差及び申し込み加算金は収入に入れ  
て、それから課税しない金額にするわ  
けでございますけれども、課税の義務  
にあたりましては、収入に入れてまた  
引くというのでは手数でございますの  
で、収入に入れないで、つまり実際の  
課税にあたりましては、石当たり  
裸で千五百円、つまり課税されて最低  
の時期別格差のない場合の非課税金額  
の石当たり千二百円から申し込み加算  
金の百円を引きました千五百円を非課税  
にするという措置をとっておるのでご  
ざいます。その点からいたしますと、  
今回の場合におきましても、百五十キ  
ログラム当たり千五百五十円、そのうち  
五十円が申し込み加算金でございます  
ので、それを引きました千五百円につ  
いて非課税措置を講ずるといふ点にお  
きましては、昨年と非課税措置の金額は  
同じになるわけでございます。ただ米

価の構成上時期別格差と申し込み加算金とが違つてきましたので、ことばの表現の上では違つておりますけれども、税の実務におきましては百五十キログラム当たり千円を非課税とするという点は前年と同様でございますので、その点におきましては違ひがないわけでございます。

以上のような非課税措置をとることによりまして、減収額といたしましては、当初予算に見込んでおりましたとおり、約九億円でございまして、所得税のほりが九億円。なお、御参考までに申し上げますと、住民税のほりにこの非課税措置が及びますので、住民税のほりの減収額は自治省の計算によりまして二十一億円というふうに相なっております。

以上、簡単にございまして、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) 引き続き、本案の質疑に入ります。御質疑のあり方は順次御発言願います。

○野溝勝君 実は最近な問題で、議題の所得税の臨時特例に関する法律案と関連を持つておる問題をお聞きしたいと思ひまして、特に大臣を要請しておいたのでございますが、大臣がまだ見えませんので、その間一、二の質問をいたしたいと思ひます。特に農林省の方面におきましてお聞きしたいと思ひますけれども、農林省の方はお見えになりませんか。

○政府委員(泉美之松君) 食糧庁長官がお見えになっております。

○野溝勝君 では、ひとつ食糧庁長官にお伺ひいたしますが、これは答弁の有無はどちらでもよろしうござい

ます、どうかと思ひますが、内容的には変わらぬと言ひましたが、内容的に変わらなければ、何もこういふ臨時特例法を出さなくても、行政的な処置で、ある程度できるのじゃないかと思ひます。しかし、実際はなるべく多く時期別格差なり申し込み加算金などをここで削減しようという意図があるのではないかと思ひます。しかし、主税局長のお話だと、石当たり依然として千円円の減税額には変わりはないというお話でございます。私はもう少し検討してみないとわかりませんけれども、農民の間からはいろいろな意見が出ております。そこで、あらためてこういふようなことをした意図というものは、税制調査会の答申に基づいて、何かそこにテクニクを講じなければならぬというふうな気持ちで出されたのじゃないですか。その点、もう少し具体的ににお聞きしたいと思ひます。それならそれでいいですよ。いいから、そういうふうに話を。

○政府委員(泉美之松君) 野溝委員のおこぼれでございますが、別段、私どもとしては、税制調査会の答申で毎年この特例は廃止すべきだといふふうに答申になっているわけでございますが、その関係で今回直したということでは全然ないのでございまして。今回のこの数字が変わりましたのは、先ほど補足説明で申し上げましたように、全く米価算定上の価格構成のやり方が違つてきたために、数字が変わつただけでございます。その実体は、先ほど申し上げましたとおり、百五十キログラム、つまり石当たり千円は非課税とするということに変わりはないのでございまして。ただ米価の構成が

違ひましたために、表現が違つたといふだけでございまして。

○野溝勝君 数字上のことは、私はまだ具体的に調査しておりませんから、いすれ後日の機会に詳細に調査したいとお聞きしたいと思ひますが、ちよつと食糧庁長官にお聞きしたい。この法案に税制調査会の答申が資料として添付されておりますが、この資料が添付されている理由は何ですか。一方に特例があり、他方これをやめるといふような資料をここに出して置くことは、どうも矛盾した話のように思ひますが、だれかがこれを要望したのであるか。委員会に要望したのであるか。

○政府委員(泉美之松君) これは参議院の大蔵委員会のほうでそのことはなされたことで、政府のほうでやつておることではないのです。

○野溝勝君 そこで、この参考資料を渡されたのですが、この中に終わりから四行目のところに「連年にわたる農作」と書いてありますが、これは誤りで、豊作という意味だと思ひますが、どうでしょうね。

○政府委員(廣藤誠君) これは私のほうから出したものではないのでございまして、文章から申しますと、「豊作」の間違ひじゃないかと私は考えます。

○野溝勝君 そういふ意味でお聞きしたいと思ひますが、もし「豊作による」といふこの答申が出たとすれば、これは農林省の統計によつてこういふものを出されたと思ひます。農林省は豊作と見ておるかどうかといふことをお聞きしたい。

○政府委員(廣藤誠君) 最近の米の生産の推移でございますが、ここ数年におきましては、作況といたしましては

比較的高い水準を毎年示してまいりまして、当初豊作といふふうに申し上げておりましたものの、最近におきましては、ほとんどそれが平年のペースになつてまいりましたわけでございます。予約制度をとりまして三十一一年以後の生産額を見ますと、三十一一年産が一十八億九千九百九十トンといふふうになつておりましたものが、三十七年産は千三百萬トンになり三十八年は若干落ちまして千二百八十一萬二千トンといふふうなことで、最近の大体の平均の米作の伸び率を見ますと、生産としてはほぼ毎年、最近五カ年では二・六割といふ伸び率を示しておるといふふうに考えております。

○野溝勝君 大臣の時間が予算委員会に關係がありますので、なるべく要約してお伺ひいたしますから、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

あなたは昨日予算委員会で、わが党の石田君に対して、米の需給計画等に対する質問並びに構造改善等に対する質問の答をされたらしい。私もこの際あらためて大臣にお聞きしたいのは、大臣たちがこの米の需給計画を甘く見ておられるかと思ひます。と申しますのは、いま大臣がお見えになる前に質問をしたのでございまして、この税制調査会の答申に「連年にわたる豊作」といふことが出ておるのですね。これによつて、こういふものを非課税にする必要はない、申し込み加算金なり時期別格差のようなものは非課税にする必要はないんじゃないかといふような意味がこれに出てくる。この税制調査会の答申にいう豊作の根拠といふものは、農林省統計によつておると思ひます。そこで食糧庁長官に聞いた

のですけれども、あなたのほうの調査資料から、新聞などでは三十八年は史上第三位の豊作だといふことを盛んにPRした。事実は、三十九年度の需給計画の数字から見ても、そんな豊作といえるようなものではないですよ。こ

ういふ点は大臣責任をもつてやつてもらふねと、農林行政に大きく影響してくると思ひます。と申すのは、やとすると、一方においては食糧制度を改めるとか、安い外米を買つてこいとか、あるいは貿易の自由化、輸出増進ということ、鉱工業生産品はほとんど輸出されて、この方面は恵まれる反面、農民はそのしわ寄せを受けて、非常に安い輸入農産物の影響で国内産は買いたたかれる。これでは問題にならぬです。きょう私はこういふ調子で一々こ

まかく一問一答はいたしません。ただ私の所見を述べて、それから大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

先般の脱脂粉乳などもその一つですが、とにかく八萬五千トンの輸入を計画した。ところが、その脱脂粉乳は、過日の新聞では、正規のルートだけの問題でなくて、不正業者がどんどんとやみ輸入をしておる。こういふのはやはり食糧に大きく影響してくると思ひます。酪農関係、その他食糧関係にも。そこで、こういう場合、根拠を誤ると、数字の根拠を誤つたりすると、重大な影響があるわけです。そこで、大臣は真剣に統計といふものに責任をもつて、これを充実していくことに御努力願ひたいと思ひます。まず第一に、この点に關し所見を伺ひたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話の点、一々こもつともいいますか、総合的には私の考えていることをお述べ願つ

ておつたように聞いておつたのであります。そこで、米の需給等につきましても、非常に大事なことから、真剣に検討をして、また私も検討しておるわけですが、去年の七月ごろに非常に天候が悪かつたもので、これは豊作よりも不作になるのじゃないかというふうに案じておつたのであります。その後の天候の回復その他によつて非常に統計の調査等を見ますとよくなつてきておると、こういうことで、これはまあいい安んじやないかということ、ああいう豊作だという報道が出たわけでございます。その後、東北あるいは中国地方に作物が非常に悪く収穫もまじいものが出ましたので、結果においては三番目の収穫量と、こういうふうになつておるわけでございます。

そこで、今の自由化の問題その他につきましても、お話のように慎重にやつておるのであります。それに付けても、統計というものをしっかり正確に出させて、また統計の上に立つて誤りなき農政を指導しろと、こういうお話でございます。まことにそのとおりだと思ひます。統計につきましても、いままでも十分正確さを期するよう、そしてまた統計の基礎に立つていろいろな農政を進めていきたいというところは強く考えておつたのでございますが、なお一層御注意の点なども深く頭に入れます。統計上の問題、統計に基づく農政等に誤りなきを期するといひますか、そういうことにいたしたいと、こう考えております。

○野澤勝君　そこで、これは大臣、参事まで、もう大臣のほうでは御承知でありますけれども、申し上げておきたいと思ひます。昭和三十八年度の水陸稲収穫量は、前年比十九万七千トンの減で、千二百八十一万二千トンです。玄米で、私はこの数字だけでも、豊作どころじゃない、いかに減収かという感じがすると思ひます。昭和三十八年度産米の供出量は六百七十九万九千二百六十トン、これは三十九年の一月十日現在。このうち昭和三十八米穀年度の買入れ量が二百二十三万五千トン、精米で、これは農林省の統計でございますが、間違つておりましたらひとつ訂正を願ひたい。昭和三十八年度産米の需給計画といたしましては、政府買入れ量が六百九十七万五千トン、玄米で、それから昭和三十八米穀年度の供給量は、内訳といたしまして、昭和三十八年度産米買入れ量二百二十六万トン、昭和三十八年度の米穀年度からの持ち越しが三百六十四万八千トン、それから昭和三十九年度産米の米穀年度内の買入れが四百四十万一千九百トン、トータルをいたしまして一千九百九十八万トンというわけ。そういう点から検討すると、昨三十八年度などは豊作どころではないのでございます。特に大臣がお話しになりました御意見もあつて、中半からこちらあまり芳しからざる情勢になつたといひますけれども、農林省はあまりにPRし過ぎると思ひます。それだから、私はもつともその充実をはかりまして、あまりかような食い違いを起さないようにすべきです。そういう点から見ると、私はいまの統計に甘さがあると思ひます。注意の足りない面があると思ひます。先ほどの供給量に対して、需要量は御承知のごとくふえて六百二十八万トン

でございますから、いかにその間の需給事情というものが芳しくなかつたかというところがわかると思ひます。

さらに、国内産の不足を外米によつて補つておりますが、この外米の数字は一々申し上げません。すでに皆さんが御承知のことだと思ひます。特に外米につきましても、全体において買入れは二十六万トンです。前年に比べて四万一千トンの増です。この事情から見ても、国内の需給関係はよくない。さらに、いまのような数字があらわれられておりました、農民は非常に精手をこらうておるわけ。特に私はここで御注意申し上げておきたい。大臣をこの席にお願いしたの、この点をひとつ申し上げておきたかったから。というのは、最近の農林行政に問題がある。何といひますか、質的に行政の面を強めてきた。質的にやることはけっこうなんです。質的にも納得のいかないやり方をしちやいかぬと思ひます。たとえば、たばこの検査だつて肉眼で検査する。それならしろとでもわかつておきます。肉眼検査ではなくて、もつとほかの科学的な技術検査をやるといふなら、これはわかるのでございます。米などもそうです。硬質米か軟質米かといわれましても、どうもしろとにはちよつとわからぬ。特に品種などにおきまして、最近における改良品種をやつておりましたもたたかれる。ところが、改良品種、在来の品種のよかつたもの、それがどこで違ふかということが明確でない。それで問題を起して。現に富山などでも大きな問題が起つておることはあなたも御承知のはずです。しかし、これは大臣の就任する前

でございますから、いまでもやはり起つておりますから、こういう点は十分統計あるいはいま申しましたような検査といふものも、大衆にわかるようにしてやらぬと非常な誤解も起る。更に農民は生活の基礎が非常に弱い上に、米単作地帯などでは、一年一回の米の収入だけでやつておるわけでございます。あなた自身農村出身であり農民出身でありますから、特にこの点十分御留意を願ひたい。

特に、米などの問題におきましては、食糧庁あたりでは盛んに質の問題をいひますが、情けないことに、大事な米の試験場の研究費などもまことに微々たるものであります。この間も私は青森県の藤崎試験場に行つてみたのですが、これは年間研究費が十五万円だといふ。何を一体試験研究するの。情けないことです。これは最初は農林省の直轄試験場でございます。そのうちに県に移管いたしました。で、一部補助は農林省がいまやつておるわけ。だから、どちらの経営といふことになつておりますか。はつきりしません。品種問題などは、これは国でやるべきものだと思うのです。そういう点は、農林大臣、ひとつ十分配慮を願ひまして、統計と試験場、いわゆる科学の基礎体ですね、そういうものに対しては、この際、私は特に配慮を願ひたいと思つて大臣の御出席を願つたわけ。この点に対する所見をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君)　第一に、農林省がPR等について行き過ぎといひますか、そういう点がありはしないか、こういうことですが、私としては極力――結果があらわれるのでござい

ますから、PR等につきましても間違つたり、あまり水増ししたようなPRはしないように、こういうふうに注意をいたしておる次第でございます。

それから、米の等級、出荷等につきまして、私も聞きまして、下の検査員のほうが等級を落とすのじゃないかというふうな農民の声も聞きました。食糧所長会議等におきまして、私の考えとしては、麦等におきまして、等外も買入れ入るといふふうな措置もしておるからいだから、ことさらに等級を上げるといふことは別としても、等級をことさらに下げるような態度で検査に臨むようなことは差し控へるよう、こ

ういふふうにはまあ私言つておいたのでございすけれども、末端等におきまして、いろいろいまお話しするような点も聞いております。なお、注意をいたしておきたいと思ひます。

研究所の費用等も足らなくて十分な研究ができないじゃないか、こういうことも私も憂慮いたしまして、まあ予算等におきましてもいろいろ苦勞をいたしたのでございす。なお、数日前にも研究所長が集まりましたときに、実態等も直接聞きまして、青森の所長なんかからも聞きまして、研究試験等にいろいろ県と重視しておる点もありました。県と連絡の十分な点がありまして、そういう点を直すようになつて。なお、何といたしまして、技術研究といふものは基礎でございまして、十分にその成果が実態面にあらわれるように、なお一般の配慮を要望しておいた次第でございます。お話しした点等につきましても、なお注意をし

て成果をおさめていきたい、こう考えておられます。

○野溝勝君 最後にひとつ、特に誠意ある大臣に申し上げておきたいと思ひますが、こういう状態では、米の需給はなかなか容易ではございせん。でありますから、これも食糧制度を廃止するとか廃止しないとかいうような声をちよいちいしろうとが出したり、あるいは食糧制度の赤字はいかにも百姓のからだから、百姓にそれ以上赤字を国民が負わされちゃかなわぬじゃないかという印象が出ています。こういう食糧制度の赤字につきましても、私はもう少し内容を明らかにしてもらいたいと思ひます。貯蔵食品の費用がどのくらい、あるいは輸入米倉庫費がどのくらい、あるいは買入れの負担費用がどのくらい、それでこれはどのくらい、こういうことを出せば、食糧制度の赤字に対して百姓の取り分はどのくらいあるかというところが明確になります。いかにも百姓がぼろいもけをしているような印象はまことに困るので、むしろ赤字だけをPRしないで、内容を明確に出していただきたい。そうすることが、行政上うまくいくことになっていくと思ひます。さらに御承知の通り、御承知のように百六十億出しておるでしよう、配給機関に。ああいうものをぴしゃつと出せば、なるほど食糧の赤字はこれは百姓のために出すものではないうちがわかりますから、ぜひひとつ正直なまじめな赤城農林大臣に、特にこれを希望しておくものでございします。

農林省関係も扱うことになってくるのですが、いま申しました臨時行政調査会でも、大事な農林統計の問題も、蚕糸局の問題も、これを縮小あるいは廃止しようとかいうような方向にあるらしいんだね。これはとんでもないですよ。日本あたりで農産関係から原材料として輸出できるというものはほとんど蚕糸くらいのものかと思ひ、代表的なものは。その掌にある機構や、日本の農業の近代化をやっていく上で基礎となる統計関係の機構を縮小しようとかやめようとか、これはばかげておると思ひ。これこそ逆コースだ。こういう動きもありますから、そういうものはおそろく大臣がまだ御理解を願ひぬかもしませんが、十分御留意を願ひたい。

それから、大臣は日経にも近代化という論文を出された。確かに私は同感いたします。近代化はけっこうございしますが、あなたの示されておるとおり、生産構造におきましては第一次産業などといわれておる農業が昭和三十年には二・八%を占めておったのですが、それが三十八年においては四・三%になってきています。ほかのものはずつと第二次産業、第三次産業は上がつています。さらに所得の面におきましては、驚くなれ三十年には一・八・八%あったものです。それがあなたのお示しになっておるとおり今度は九・九%、こういうおそろしい格差ができてくるのです。農業基本法といふものは格差を強める法律かと私は言わざるを得ない。これは皮肉じゃございせんや。こんな状態になつておる。池田さんが格差をなくすると言つたつて、どんどん格差は開いてくる。こころは、大臣、ひとつ開き直つて、十分農業基本法なりあるいは所得の格差をなくするということに真剣になつていただかねと、こういう状態では、これは農業家どころじゃない。おそろく私は今後農業の就業人口といふものはますます減つてくると思ひます。特に就業人口などにおきましては、三十年におきましては三七・一%、それが最近では二七・六%に減つておる。こんな状態でありまして、米の需給計画などにおきまして、いかに農業が近代化し機械化してきても、でも私は日本の農業におきましてはまだまだそんなに近代化、機械化といふところにはいかぬと思ひます。やはりある程度農業人口といふものがなければ生産性をかちとることはできない、こういうものでございします。

こまかいことは時間がございますから省略いたしますが、土地改良の問題につきましても、農業構造改善について大臣は力を入れておりますけれども、土地改良に對するところの農民負担が非常に大きなものがございます。福島県におけるところ柳津土地改良区の問題、あるいは成田におけるところの御承知の地元の問題などにつきましても、負担に對して非常に迷つて、構造改善などやるにいたしましたが、政府が思ひ切つたことをやらなければならぬ。農民の負担は容易でないでございまして、今後の米の生産におきましても、あるいはその他の農産物の拡大におきましても、非常に問題があるのにおきまして、十分大臣はそういう点に配慮を願ひたい。

農業とか中小企業のために大いに政府はやるなんというふうなことを言ひましたけれども、予算がばかに少な過ぎる問題にならぬ。しかし、赤城さんだからあれまでいったのだと思ひますけれども、今後の運営が大事です。さらに補正予算の際におきましては、この点を十分にひとつ赤城さんから力説されんことを特に希望いたします。私の質問は終わります。でありますから、その間、私の論点といひますか、中心のところだけお答えを願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 行政組織法といひますか、行政組織を改正するといふような場合に、蚕糸局とか統計調査等をやめるといふような意向を持つていけるか、そういうことがあつてはいいけない。これは実は私のほうではそういう意向を持つておらないのでございしますが、臨時行政調査会における総評の議長で、先生が、蚕糸局をやめてしまふ、統計事務所は県のほうへもつていけといふような案を出してきましたので、これはとんでもない、私のほうではそういうことは絶対に受け付けられないといふようなことで、私のほうで出すものにはそういうことは全然考へておりません。

それから、格差の点でございしますが、全くお話をとおりで、ただ三十七年度だけ少し格差は正——是正といひわけではありませんが、少し歩み寄りましたといふと、三十七年度の様子を見ればは参らぬと思ひます。そういう意味におきまして、ほんとうに農民が安心して農業をやつていける、こういう体制へもつていきたいと思ひまして、いま予算の点にもおほめをいただきまして、

したが、私も十分だと思つておりません。今後いろいろな面から農民の生活を安定させて、また国民の食糧を充足していく、こういう点に一段と努力したい、こう考へております。

○柴谷要君 食糧庁長官、昨年の三十七年度米の審議の第一段階、二月八日に提案説明があつて、二月十四日に質問を少しした。そのときに関係大蔵当局の委員諸君は全部出席されておつた。ところが農林関係が出て来ない。いろいろ国会のほうで連絡等が不十分で、開会になってから連絡でもしたのでおそろく来たのかと思つたら、そうじゃなかつた。その際大蔵当局からの答弁は、自今そういうことのないようにいたします。今回はまことに申しわけありませんといふことが議事録に残つてゐる。きょうはどうでございしたか。提案説明がされておるときに、あなたのほうの関連の仕事である法律案の提案説明がなされておるときに、列席せられておりましたか。私は年々こういう問題が起きるときに御注意申し上げているのですが、あなた方は担当の農林水産委員会だといふと非常に出席がいい。こういうふうにあなたのほうの所管である仕事の法律がかかるときに、大蔵省関係だからまかりとおけばいいのだという気持ちであなた方は臨んでおられるかどうか、明確にお答え願ひたい。

○政府委員(齋藤誠君) 実は私は、私的なことを申し上げて恐縮でございしますが、昨年の九月に食糧庁に参りましたので、前回におきます委員会のことにつきましては承知いたして、おらなかつたわけではございしますが、本日の委員会におきましては、前日からこの

委員会があることを承知いたしておりまして、定刻に参りたいというふうに考えておたつたわけでございますが、かぜを一通前ぐらいいから引いておりまして、いまも、うちからさつそく出てまいつたような次第でございます。決して本件につきまして、大蔵委員会であるからどうだこうだというふうな考え方は毛頭持っておりません。

○柴谷要君 まあいまの答弁で、あと追及するのはあまりおとなげないのですけれども、大体こういう法律案がかつて、大蔵委員会でもいろいろ審議をされたか、議事録でもひとつごらんになることが将来のためにいいんじゃないかと思ひます。前任者がやつたことが議事録に載つておりますから、だから議事録をごらんになって、どういふふうな審議日程でこういう法律案が大蔵委員会を通つておるかということも、一つはあなたの任務じゃないかと、とまあお聞きすれば御病氣のようです。きよ、きよのころは追及いたしませんけれども。

そこで、問題に入りたいと思ひますが、きよは時間もありませんし、大臣から重要な話を聞かしていただきましてから、一、二点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。

三十七年のときに申し上げたのでありますが、一体こういうまじらわしい法律を時限立法で制定して、毎年毎年こつと出してくる、こういうことがいいのか悪いのか、ほかにもつとつとまいり法はないのか。これは税制調査会からも指摘をされておりますように、価格差の上からいっても、こういうものはあまりいいものじゃないということを

いわれておる。こういうことを實際に、食糧庁としてはどういふふうにお考えになつておられるか。この法律案はあつたほうがいいんだと、全農家の三〇％にしか該当しない、十八万戸の農家の戸数にしか該当しない、こういうふうな法律が、はたして存続することがいいのか悪いのか。この点についてひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(齋藤誠君) 御承知のように、この予約減税制度は、従来の供出制度が、予約売り渡し制度に切りかわりました措置の一つとして、予約減税制度というものが出てまいつたわけでございます。当時の予約の一つの促進手段として、概算払い制であるとか、あるいはこの減税制度とかいふものが併用されて、今日に至つたわけでございますが、集荷事情が変わるとか、あるいは予約の意味が年とともに変わつてまいるとか、あるいはこの予約減税制度によつて減税の恩恵を受ける農家の階層にも相違が生じてくるかといふようないろいろな問題もありまして、大蔵省とこの問題についていふんいろいろと論議をいたしたこともあつたわけでございますが、まあ予約減税も、事前売り渡しし込み制度が続く間におきましては、一時廃止論、これにかわるべき措置といつたようなことの論議もあつたわけでございますが、いま申し上げましたように、存続する限りにおきましては、これをやはり残すかやめることによつて影響する部分が各方面に出てくるということで、今日まで至つたわけでございます。そういう経緯から、毎年毎年提案されて御審議を願つておるといふのが現状であ

る、こう考えております。

○柴谷要君 これは泉局長さんにお尋ねするのが妥当かと思ひますけれども、三十七年産米まではいふゆる四段階、今度は三段階ということに変わりましたですね。で、おのおの金額も変わつてきています。このことだけ見たのでは、昨年のをとられたほうがいいよりにわれわれは思ふのです、ひよつと見た瞬間に。だけれども、現実は何ら変わりはないのだ、こういう御説明がありましたですね。このことはもう少し明確に、こういう御説明がいたされたら、ひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) 先ほどちよつと申し上げましたように、昨年の三十七年産米につきましては、時期別格差が八百円、六百円、四百円、二百円といふふうに四段階になつておりました、それが三十八年産米につきましては、六百円、四百円、二百円といふ三段階に、つまり百五十キログラム当たり二百円ずつ狭まつて、従来二百円だったところが時期別格差がなくなつたといふような勘定になつておるわけでございます。

そこで、従来のやり方でございますと、時期別格差を収入に入れた、それから時期別格差相当分は非課税の金額にするといふことになつております。したがつて、収入に入れて非課税にするといふのは手数でございます。で、実務におきましては、事前売り渡しし込み制度に基づきまして政府に売り渡しました米につきましては、その時期別格差及びし込み加算金を収

入に建てないで、單純に政府に売り渡しました百五十キログラム当たりにつきまして千五百円を非課税にするという課税の実務にいたしておたのでございます。これは本来、この時期別格差なら時期別格差の八百円を収入に入れた、あるいはし込み加算金の百円を収入に入れて、本来なら二千円の収入のあるところを、そのうちの時期別格差の八百円とし込み加算金の百円と、この九百円は収入に入れて、もう一つ非課税の金額に入れるという手段を省略いたしましたして、二千円のうちをいふたものを差し引いた千五百円をネット非課税にするのだという措置であつたわけでございます。今回もその点は変わりないのでございまして、時期別格差とし込み加算金が減つた額だけ金額は変わつておりますけれども、百五十キログラム、つまり一石当たり千五百円を非課税にするという点は昨年と同様であるといふわけでございます。

○柴谷要君 その点はわかりました。それでは、次の問題ですが、三十七年産で、特例によつて税の減取は十億と推定されておりました。ことし三十八年度、この特例によりまして九億といふことになりまして、非課税対象が千五百円だといふ額は変わりはないのに、一億の差が出てまいります。これは農家戸数が減つてきたのか、あるいはその税改正によつて形態が変わつてくるから、一億ばかり少なくなるのか、こういう点があらうかと思ひますが、この点のひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) その点につきましては、御承知のように、三十七

年の所得税と三十八年の所得税とでは、税制改正が行なわれませんでしたために、基礎控除、配偶者控除、専従者控除などが違つてまいつております。そのために、農家の課税金額が違つておりますので、三十七年産米のときの減取額は十億円でございまして、三十八年になりましては、それが減りまして九億円になる。これは三十年当時から、年々税制改正の結果、農家の課税人員及び課税額はそれぞれ減つてまいつておりますので、その特例による減取額も減るといふ勘定になつておるわけでございます。

○柴谷要君 最後に、食糧庁長官にお尋ねしますが、こういうふうな三十七年度と三十八年度では内容が変わつたのでありますが、こういう場合には、食糧庁として、大蔵省としては、一方的にきめるのでなくて、多少これに影響する団体等にこういう改正をやろうと思ふといふことで話をされて、オーケーをとるといふ必要はないのです。大体内容に変わりはありませんが、でつこうですと、こういう話があつたのかないのか、この点がおわかりでしたらお知らせをお願いいたします。

○政府委員(齋藤誠君) 実は、米価の決定に際しまして、し込み込みが加算金であるとか、時期別格差金であるとかといふようなものが終戦以来から——し込み込みは事前売り渡し制度がとられてからでございまして、それ以前から端境期における時期別格差奨励金といふものがついていたわけでございます。それがその後に至りまして、だんだん米価体系を食糧事情の緩和に伴つて合理化すべきである、特に時期別格差については集荷奨励的な意味よ

りも価格の要素のほうにだんだん強くなってきたこと、価格差としての観点から、これを適正合理化すべきではないか。これは御承知のように、三十五年度から米価の決定については生産者所得補償方式というものを採用しまして、これで米価を決定するという事になったわけでありまして。そうなりますと、時期別格差につきましては、特にその生産者所得補償方式の水準の中でどのよう地域的な価格差を設けるかというふうな意味にだんだん強まっておりますので、米価審議会におきましては、すみやかにこれが適正化をはかるべし、という答申を出しまして、政府もそれに基きまして学識経験者の意見を聞いて時期別格差の適正化をはかる、という実は了解を、三十七年度でございますが、いたしたわけでございます。その結果、それに基きまして研究会を設けまして、その研究会の実行が、現在ある四段階の時期別格差を毎年一段階ずつ減らしていくという形になり、また価格につきましても、年々二百円ずつ引き下げていくというふうな一応の答申案が出ておるわけでございます。そこで、三十八年度米につきましては、一昨年の暮れに閣議で、三十八年度米の時期別格に差つては三段階とする、そして金額は六百円、四百円、二百円というように、九月末と十月十日と十月二十一日までに出された数量に対して価格差を払うという一応の決定を閣議決定いたしましたわけでございます。したがって、それを受けまして、昨年度の米価審議会においては、時期別格差というものはそういう考え方でやると

いうことを一応諮問もいたしました。諮問だけじゃございませんが、政府側としては説明いたしておるという事情にあるわけでございます。

○木村禮八郎君 一つ、簡単に主税局長に伺いたいんですが、この措置によつて、三十八年度国税が九億、地方税二十一億減収になるという推定なんです。農民に対する減税効果から考えまして、なるほどこの措置だけで二十一億の地方税の減税になるというのですが、この地方税の減税はおそらく所得割りを納めていた人だと思ひますが、そうしますと、地方税の所得割りにつきましては、昭和三十六年から基礎控除は九万円、その後据え置きなんです。三十八年から最近まで、とにかく消費者物価の値上り率は二〇%以上ですね。それによつて生活費が非常にかさねておる。そのために国税のほうでは基礎控除を三十六年から上げてきまして、現在は十一万円、年度の改正では十二万円になります。その場合、物価が上がつて名目的に所得がふえる、その場合に基礎控除を据え置いたおけば実質的にこれは増税になります。ですから、国税においては、三十八年度の税制調査会の答申では、この物価補正をしなければいけないというので、その物価補正的減税を答申したので。地方税においては何ら基礎控除の引き上げをしないのです。したがって、片方では実質的に増税になつていと同じである。それでこの米価の——供出ですか、についてはなるほどこれは減になるといつたつて、片方でそういう増税になれば、これはブラ

ス・マイナスすれば、農民の家計については必ずしも、全体として見てです。減税効果があるとはいへないわけですね。ですから、一つ一つの、個々の税制による、税金の負担による減といふだけを考えても、もつと総合的に農民の利益を考へていく場合には、もつと基礎控除を、いわゆる地方税所得割り、住民税の所得割りの基礎控除を引き上げるのか、あるいは今度は本文方式に統一した場合は、基礎控除以外にその他の諸控除があるわけですね。配偶者控除とか、扶養控除とか、医療費控除とか、いろいろあります。そういうものを引き上げる。そうすれば、そこに総合的な調整ができるでしょう。そういうことを考へていにならないのかどうか。

われわれから見ますと、なるほどこれだけでこつちで減税しても、他方で増税になつたのでは、農民の全体の家計負担を軽くするものではない。何かわれわれから見ると、まだ面はゆいみたに、ごまかしみたいに見えぬのです。総合的に考へてそういう問題点があると思うんですが、今後そういう点についてはどういふふうにお考えになつておるか。また、農林省のほうも農民の利益をはかるということが建前ならば、片方減税しても、片方増税になるのでは、何にもならぬです。総合的にそういうふうにお考えになるのかどうか、まず主税局長のほうから。

○政府委員(泉美之松君) 木村委員からおつしやいましたように、住民税につきましては、国税の昭和三十五年の控除額をとりまして、それから以後国

税の改正を遮断したす処置をとつておられます。この国税の改正を遮断する措置をとる趣旨につきましては、もう木村委員の御承知のとおりでございます。従来のように国税の改正が自動的に地方税に及ぶということになりますと、地方自治団体としての財政計画を立てていく上において困るから、一応国税と遮断して、そうして地方の財政計画を考慮した上で地方税の改正を考へていくのだという考へのもとに、そういう国税と地方税との控除税率の遮断措置がとられたわけでございます。

ところが、その後、お話のように、国税のほうにはもちろん物価の上昇だけではない、国民の税負担を軽減するといふ見地に立ちまして、控除の改正、なおいろいろやつておるわけでございますが、地方税のほうにおきましては、住民税の基礎控除は当時の九万円をすつと据え置きのまま今日に至つております。それが、増税ということばを木村委員はお使いになりましたが、国民の負担の見地から申し上げますと、実質的に負担が増加する。増税といふことは当たらないと思ひますけれども、負担が実質的に重くなるという点は確かにあるかと思ひます。したがつて、そういう見地に基いて減税をすべきではないかという点はあろうかと存じますが、一応地方税のほうはそういう遮断した措置をとつておりますので、これはひとり農家だけではなしに、勤労者に対しまして、あるいは農家以外の営業、あるいはその他の事業を営む者につきましても、同じことになつておるわけでございます。

そこで、なるほど農家の面から見れば、米の予約減税による減収がある反面、基礎控除がすつと据え置かれておることによるところの実質的な負担の増があつて、差し引きしてみると、どつちがどうかかわらぬという点は確かにあろうかと思ひますが、ただ、そういう見地からいへば、ひとり農家という階層だけでなしに、すべての国民を対象として事を考へるべきではないか。そういう意味では、こつちの一種の特別措置による減税をやるとも、一般的に減税の効果の及ぶ基礎控除であるとか税率であるとかといった一般の改正を行なうのが望ましいといふことは、税の制度としてはいえるのではないかと思ひます。

ただ、その際に農家の場合におきましては、米価の統制の際に、そういう予約減税があるという前提のもとに米価ができておるというので、そういう点も考へ合わせていかなければならぬという面もあろうかと思ひます。

ただ、私どもとしては、いままでは国税の減収額に比へまして住民税の減収額が非常に多いために、この予約制度が農家のうちごくわずかの者にしか適用されなかつたと申し上げておることは、国税のほうでございまして、住民税のほうでは相当多数の人が適用になつておるわけでございます。そこで、この廃止がなかなかむずかしい事情があつたわけでございますが、今度、御承知のように、市町村住民税につきまして二年がかりで本文方式に統一するということになります。今度は農家のうちで所得割りを納める人はごく少なくなつてまいります。そういういたします

と、住民税のほうで見た場合のこの事  
前売り渡し申し込み制度に基づく予約  
減税の内容も違ってくるということも  
考えられます。そうすると、その際、  
一般減税でいくべきか、こういう特別  
措置でいくべきかをもう一ぺん考え直  
す必要があるのではないかと、いろいろ  
に考えているわけでございます。

○政府委員(齋藤誠君) ただいま主税  
局長からお話がありましたようなこと  
につきまして、私もそのように  
考えております。全体としての農民の  
税の状況がどうであるかということに  
ついては、私、直接の所管ではござい  
ませんけれども、そういう見地でいろ  
いろの税制についての検討をし、また  
税改正のつど要望いたしておるわけ  
でございます。まあ本件は直接予約減  
税、予約制度との関連で生まれたもの  
でもございまして、税一般として  
は、いま先生がお話しになりましたよ  
うなことも十分考えていきたい、こ  
ういふふうに考えているわけございま  
す。

○木村義八郎君 この問題は、いま主  
税局長が言われたように、単に農民だ  
けの問題ではございせんので、これ  
はまたその他の所得税の改正の案が出  
たときに、またあらためて質問をいた  
します。

○野澤勝君 簡単ですが、先ほど同僚  
集谷委員、木村委員からも申された  
とおりなのですが、実際この特例法案  
は、そのつど出すのは、実際法令上か  
ら見ておかしいと思うのです。だから、  
こういうのは、まあそのつどこうい  
うことをするのはなくて、根本的に  
考える必要がありはせぬかと思うの  
です。というのは、何も加算金の問題や

早場米奨励金の問題ということを農民  
は言うておるのが原則ではないので  
す。いわゆる生産費所得補償方式によ  
りはじかれた十分な米価がきめられさ  
えすれば、農民は異議がないので、し  
たがつてこういうものがなくなること  
です。だから、そういう根本の問題  
がきまらぬから……。食糧庁長官、聞  
いて下さいよ。ですから、こういう  
問題が起るのです。これは実際お  
かしいですよ。あなたたちも恥ずかし  
いと思うのだ、時限方法では、だから、  
その結果を改めるには、私はそれ以外  
にないと思うのです。たとえば早場米  
奨励金というのは、先ほど食糧庁長官  
が言ったように、やはり食糧不足の  
ときに特に早場米をもって食糧不足を補  
うという意味から出たのです。しか  
し、それならば早場米の生産は、他地  
方の生産よりは早場米をやるだけに非  
常に努力を要する。また、寒い場所  
で、北陸、東北、北海道等の地域的な悪条  
件のもとで生産をするのですから、そ  
ういふところでは、保温料やあるいは  
健康上の問題に人一倍努力をするわけ  
です。だから、保温器を使うなら、そ  
れなりに生産費というものを計算して  
やればいいわけです。そういう点につ  
いて完全な補償というものはなかなか  
できておらぬ。ところが、生産費補償  
方式に基づく原則の方針は一応きまり  
ました。それが、それが具体的にどう  
かというところについては、農民団体も  
相当に意見があるんです。ところが先  
ほど集谷同僚委員の言われるように、  
農民団体、農業団体にそういう意見を  
出して、そうしてそれらの了承なりある  
いは地方の調節なりできたのかという  
質問があった際に、食糧庁長官のほう

では、米価審議会、これには学識経験  
者を入れております、こういうんです  
が、正直なところ、学識経験者が農民  
の気持ちがかかるようならば、こんな  
問題は起こらぬですよ。農業協同組  
合、農民組合があるんですから。とこ  
ろが、その諸君の意見を聞く、生産費  
がかさむという。そういうことを心配  
をして、学識経験者という名のもとに  
集めているのだが、これがまた御用学  
者なんです。正直にいえば、それは生  
産費価格というものを実際にわかつて  
いる学者じゃないんです。これはむず  
かしいことばでいうわけじゃないま  
せんが、そういうわけなんです。だ  
から、そういう人々を集めて、それで  
はほかふりで済ませようというこの  
意見がよくないんですよ。これはひと  
つ主税局長、食糧庁長官、よく聞いてお  
いてほしい。大臣になるといって、政  
治家になつてしまつてだめだ。あなた  
たちは、こういう機運は法令上まず  
から、これはひとつ生産費所得補償方  
式を取り上げるといふことに政府はき  
まつているのだから、さてどうするに  
はどうするか、そうするには、農業団  
体、農民団体の意見を聞く、学識経験  
者というものをその範囲に広げて、そ  
うして、審議会の答申を尊重するよう  
にしてみたい、こういうことを諸君  
らが建言するようになくちや、これは  
問題は絶えません。

だから、私は、その意味におきまし  
て、まず皆さんがいつもこの臨時立法  
をそのつどそのつど出して、答弁に苦  
しむようなことをしないで、そうして三  
段階だ、四段階だといふ小手先ばかり  
やつて、百姓に幾億円の減税を――減  
税といひましょるか、少なくてやつ

たというふうな、恩を売つておいて、片  
方ではやはり、木村君じゃないが、こ  
ういふ百姓の利益にならぬような結果に  
なる。上のほうではよくやつても、地方  
税のほうではやはり狭められてきてい  
るわけです。さらに、米の値を上げた  
といつても、先ほどから申すとおり、  
今度は米の検査でもつて、いや、もみ  
が幾らあつた、水分が幾らあつた等々  
といつて百姓を追い込んで、米価  
の値上がり分だけをそつちのほうで  
差引いてやつて、等外米にぶち込ん  
でしまつたんじゃないか。それだか  
ら、農業所得は九・九％といふ  
ふうな、一八％から半分になるといふ  
ようなことになるのであり、こんな所  
得の格差、悪政をやつておつては私は  
いかぬと思う。これで代官政治、苛  
政請求政治だ。こういうことをあなた  
方に言つてもいかぬけれども、ざつと  
ばらんに申せばそういうわけでありま  
すから、そういう点を真剣に考えても  
らいたい。値まれの口を言うよりだが、  
ざつとばらんに私は申しておるんだか  
ら。じゃ、あと答弁よろしい。

○委員長(新谷實三郎君) 本案に対す  
る質疑は、本日はこの程度にとどめて  
おきたいと存じます。  
次回は、明後六日午前十時から委員  
会を開きまして、本案に対する質疑を  
続けたしたいと思います。御了承願いま  
す。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十一分散会  
一月二十九日本委員会に左の案件を付  
託された。

一、昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十八年産米穀についての所  
得税の臨時特例に関する法律案

三 昭和三十一年十月十一日から  
同月三十一日（北海道、青森  
県、岩手県及び宮城県において  
生産される米穀については、同  
月二十三日）までの間に売り渡  
した米穀については、玄米換算  
正味六十キログラムにつき、五  
百四十円

四 昭和三十一年十月二十二日  
（北海道、青森県、岩手県及び  
宮城県において生産される米穀  
については、同月二十四日）か  
ら昭和三十一年二月二十九日ま  
での間に売り渡した米穀につい  
ては、玄米換算正味六十キログ  
ラムにつき、四百六十円

2 前項の場合において、同項第一  
号から第三号までに規定する米穀  
が、食糧管理法（昭和十七年法律  
第四十号）第三条第二項の規定に  
基づく政府の買入価格につき買入  
れの時期に応ずる格差が設けられ  
ていない米穀であるときは、当該  
米穀についてのこれらの号に掲げ  
る金額は、これらの号の規定にか  
かわらず、四百六十円とする。

附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。  
一月三十一日予備審査のため、本委員  
会に左の案件を付託された。  
一、国民金融公庫法の一部を改正す  
る法律案

国民金融公庫法（昭和二十四年法  
律第四十九号）の一部を次のように  
改正する。  
第五条第一項中「二百億円」を「二  
百二十億円」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。  
一月三十一日日本委員会に左の案件を付  
託された。  
一、たばこ販売手数料の引上げ改定  
に関する請願（第一七号）（第一八  
号）（第一九号）（第二〇号）（第二  
一七号）（第二二八号）（第二二九号）  
一、引揚者が在外私有財産の国家補償  
に関する請願（第一三〇号）  
一、政府関係金融機関の資金増額に  
関する請願（第一四四号）  
一、酒税法改正等に関する請願（第  
一五一号）  
一、たばこ販売手数料の引上げ改定  
に関する請願（第一六六号）（第一  
六七号）（第二二五号）  
一、音楽、演劇、舞踊、映画等文化  
的催物に対する入場税撤廃等に関  
する請願（第二四三号）

に引き上げられたとの請願。  
本請願について全国たばこ店十七万の  
同業者は、昭和二十七年以来、日本専  
売公社並びに大蔵省に陳情するほか、  
衆参両院への請願をつづけてきた。幸  
いに昭和三十一年七月から月間売上げ  
定価の十二万円以下は、九分四厘とな  
つたが、しかし、たばこ販売に要する  
経費は逐年増大し、諸物価も高騰して  
いるので、ぜひとも願意を達成せられ  
たい。（資料添付）

第一八号 昭和三十一年十二月二十  
日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 栃木県宇都宮市宮島二  
一六 栃木県たばこ販売  
協同組合連合会理事  
長 福島悠隆外十四名  
紹介議員 植竹 春彦君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第一九号 昭和三十一年十二月二十  
日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 千葉市椿森町五四三ノ  
一二 千葉県たばこ商業  
協同組合連合会理事  
長 岩瀬進外二十名  
紹介議員 小沢久太郎君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第二〇号 昭和三十一年十二月二十  
日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 茨城県水戸市南三ノ丸  
茨城県たばこ販売協同  
組合連合会会長 伊藤  
建之助外二十一名  
紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第二一七号 昭和三十一年十二月二  
十五日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 北海道小樽市入船町  
三 早川基外十名  
紹介議員 西田 信一君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第二二八号 昭和三十一年十二月二  
十五日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 群馬県沼田市甲七六六  
沼田たばこ販売協同組  
合内 真下年男外四百  
九十七名  
紹介議員 最上 英子君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第二二九号 昭和三十一年十二月二  
十五日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関す  
る請願  
請願者 東京都港区芝高輪南町  
三〇 東京都たばこ商業

協同組合連合会理事  
長 岩本喜悦外十五名  
紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じで  
ある。

第一三〇号 昭和三十一年十二月二  
十五日受理  
引揚者が在外私有財産の国家補償に関す  
る請願（二通）  
請願者 東京都品川区小山三ノ  
一八一 星野好司外一  
名  
紹介議員 安井 謙君  
引揚者の在外私有財産に対する補償を  
すみやかに実施するため、左記事項の  
実現を図りたいとの請願。  
一、昭和三十一年度、その実態調  
査を行なうこと。  
二、内閣に審議会を設置すること。  
一の理由  
日本政府が在外財産を失つた者に対し  
て補償しなければならぬことは、憲法  
第二十九条第三項に明示していると  
りであるが、なお従来の国際慣行ある  
いは平和条約等によつても明らかであ  
る。条約の締結によつて在外私有財産  
を賠償に使用したことにつき、当然国  
家は憲法の定むるところにより補償す  
べきであり、私有財産尊重の建前から  
しても政府に責任があり、国民に対し  
てすみやかに補償の行為を開始すべき  
である。それがためには日本国海外引  
揚者の在外財産に対する実態の調査を  
行なうことは当然の必要であり、内閣  
に調査室を設けた点からしても昭和三十  
一年度からただちに着手することが  
適当である。  
二の理由

国民金融公庫法の一部を改正する  
法律案  
国民金融公庫法の一部を改正す  
る法律

昭和二十九年七月に設置を見た在外財産問題審議会は引揚者の特性を考慮に入れて引揚者給付金支給法制定に関する動機を残しただけで終わっている。当時と比較して国内財政状態も変わり、また戦争犠牲者に対する処遇等も逐次改善されつつある状況からして、引揚者国民の要望にこたえてなるべくすみやかに在外私有財産問題の解決を図るため、内閣に審議会を設置することが適当である。

第一四四号 昭和三十八年十二月二十五日受理  
政府関係金融機関の資金増額に関する請願

請願者 長野県議会議長 西沢 寛志  
紹介議員 羽生 三七君

政府関係金融機関の三公庫に対し、資金増額の措置を講じ、中小企業の経営合理化を図るよう強く要請するとの請願。

技術革新、高度経済成長、自由化等の推進によつて、中小企業も急速に企業の合理化、設備の近代化を図つていく。このため有効需要の増強とともに資金額が大幅に増額されたため、商工組合中央金庫は年間四百三十億円の純増計画よりもはるかに融資額が増大し、繰り上げ融資をよきなくされている実情である。これがため、組合に対する商工組合中央金庫からの融資事情は、きわめて困難な事態にあり、このことは中小企業金融公庫並びに国民金融公庫の場合もまったく同様な実情にある。

第一五一号 昭和三十八年十二月二十五日受理  
酒税法改正等に関する請願

請願者 長野県議会議長 西沢 寛志  
紹介議員 林 虎雄君

酒税法を改正して次の事項を早急に具休化せられたいとの請願。  
一、甘味どろ酒に対する生ぶどう酒の混合率を現行の十パーセントから三十パーセント以上引き上げること。  
二、果実酒類の原料として輸入乾ぶどうの使用の抑制措置を講ずること。  
三、輸入乾ぶどうに対する損害補償制度の適用を認めない措置を講ずること。

昭和三十七年四月酒税法の改正が行なわれ、果実酒類の原料として、乾ぶどうの使用が認められたため、外国産乾ぶどうの輸入が増加し、これがため、長野県内ぶどう栽培農家は致命的な打撃をうけている。

第一六六号 昭和三十八年十二月十七日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関する請願

請願者 大阪市浪花区西園屋町一ノ四六ノ三大阪たばこ商業協同組合連合会 内 柏原平太郎外七名  
紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

たばこ販売手数料の引上げ改定に関する請願

請願者 福岡市妙見六八〇ノ一九州北部たばこ販売協同組合連合会理事長 長尾達生外三十八名  
紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二五号 昭和三十九年一月十四日受理  
たばこ販売手数料の引上げ改定に関する請願

請願者 宮城県仙台市東三番丁四五ノ一煙草会館内東北たばこ販売協同組合連合会会長 宋戸平造 外八十六名  
紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二四三号 昭和三十九年一月十八日受理

たばこ販売手数料の引上げ改定に関する請願

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物に対する入場税撤廃等に関する請願 (二通)

請願者 大阪市住吉区粉浜中ノ町四ノ八〇 中西布枝 外七千八百五十八名  
紹介議員 樺 繁夫君

憲法第二十五条、第三十条及び第八十条等の精神に鑑み左記三項の実現を図りたいとの請願。  
一、音楽、演劇、舞踊、映画等の文化的催物に対する入場税をすみやかに撤廃すること。  
二、労音に対する法人税課税を取り消し、労音、労演等文化団体、労組、民主団体に対する法人税課税と調査をただちに取りやめさせること。  
三、法人税法第一条第二項を削除すること。

一、理由  
税率は一割になったとはいえ、依然として入場税はかかると負担となつていく。とくに最近の諸物価の高騰が加わつて、さらに拍車がかかっている。今日では、「映画」ですら斜陽化して経営困難となつており、再生産のきかない音楽、演劇、舞踊では事情はさらに深刻である。入場税は一面において芸術家の研究成果の発表の機会を妨げ、他面において勤労者、市民等国民が芸術文化、ないしは娯楽を享受するのを大いに妨げている。音楽と美術は教育及び芸術創作の見地からは平等に扱われながら、その成果の発表の場では美術展覧会は無税であり、音楽は課税となつていのははなはだしい矛盾である。世界各国においても入場税は全廃あるいは漸減の風潮である上に、音楽、舞踊、演劇などには、国や州等から積極的に助成金が交付されている現状である。

二及び三の理由  
本年五月三十一日、大阪、東京国税局は、大阪、東京労音に対して、昭和三十一年分として多額の法人税を一方的に課税決定してきたが、労音に対して、営利を追及することを目的とする他の一般法人と同様に法人税を課税することは、まったく不当である。税務当局が課税の根拠とする法人税法第一条第二項は、規定そのものがきわめてあいまいで問題の多いものである。今回の労音に対する課税は、行政官庁のし意的課税の典型的な例であり、租税法律主義に反する。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案  
一、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案  
日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。  
第十条中「七人」を「八人」に、「五人」を「六人」に改める。  
第十八条第一項第一号中「又は補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。)」を「若しくは補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすもの)」に改める。

に限る。）又は経済の再建及び産業の開墾に寄与する事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本輸出入銀行に追加して出資することができる。

3 日本輸出入銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十条中「五人」を「六人」に改める。

第十八条第一号中「第三十九条第一項」を「第九号及び第三十九条第一項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「前号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に対して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行つた場合において、当該資金

に係る債務を保証すること。  
第十八条第八号の次に次の一号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に對して債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住国（その者が外国政府である場合には、当該外国。以下この号及び第十八条の二第五項において同じ。）の国際収支上の理由により著しく困難である場合において当該居住国の政府、政府機関又は銀行に對して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

第十八条の二第三項及び第四項中「同条第九号」を「同条第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に対するものの履行がこれらの債務を有する者の居住国の国際収支上の理由により著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住国（その国に係る当該債権の総額が他に比して著しく少ないもの及び日本国を除く。以下「主要な債権国」という。）が相当数ある場合であつて、これらの債務を有する者の居住国の政府が当該事由に基づき日本国政府及び主要な債権国の政府の全部又は大部分に對してこ

これらの債務の履行期限の延長又はこれらの債務の履行の円滑化を図るために必要な資金の借入れのあつせんその他の措置をとることを求めている場合において、当該措置を求められた主要な債権国の全部又は大部分において当該措置がとられることが確実であると認められるときに限り、行なうことができる。

第十八条の三第二項中「第八号」を「第九号」に、「同条第九号」を「同条第十号及び第十一号」に、「及び第十号」を「並びに同条第十二号」に改める。

第十九条第一項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第二十条第一項中「貸付又は当該資金の貸付」を「貸付け若しくは当該資金の貸付け」に、「同条第九号」を「同条第十号若しくは第十一号」に改め、「債務の保証」の下に「又は同条第九号の規定による資金の貸付け」を加え、同条第二項中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、同条第四項中「同条第九号若しくは第十号」を「同条第十号若しくは第十二号」に、「同条第十号」を「同条第十二号」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。